

滋慶医療科学大学 障害学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、滋慶医療科学大学における障害のある学生が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、修学支援に係る必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があるため、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ第6条に定める学部の学生・就職委員会又は研究科の学生生活委員会において、その必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害のある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長・研究科長の責務)

第4条 学部長及び研究科長は、当該学部又は研究科（以下、「部局」という。）の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、第9条による支援計画に基づく具体的支援を実施しなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、当該部局の障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、支援計画に基づく具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(審議)

第6条 学部の学生・就職委員会及び研究科の学生生活委員会（以下、「所管委員会」という。）は、次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部局の調整に関する事項
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他障害学生の就学支援に関し必要と認める事項

(支援の申し出)

第7条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第8条 支援の申し出は、障害のある学生が所属する部局の事務局を窓口とし、所管委員会が受理する。

2 所管委員会は、当該学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行わなければならない。

(支援計画の作成及び実施)

第9条 所管委員会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重したうえで、関係各部局と協議し、修学に係る個別の支援計画を策定する。

2 具体的支援は、障害のある学生が所属する部局が主たる責任をもって実施する。

3 所管委員会は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部局間の調整を行う。

(合意の形成)

第10条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。所管委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。万一合意の形成に至らなかった場合は、第三者を含めて再度協議するものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第11条 学長及び学部長又は研究科長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第12条 支援に関する事務は、障害のある学生が所属する部局の事務局において処理する。

(研修・啓発)

第13条 本学は、教職員等に対し、障害を理由とする差別の解消に関する理解を深めるため、合理的配慮に関することその他の必要な研修を行うものとする。

(秘密保持義務)

第14条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学部教授会及び研究科教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成27年9月9日から施行する。
- 2 この規程は、2021年1月19日から改正施行する。
- 3 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2023年3月9日から改正施行する。